

消費税「軽減税率対策補助金」の期限が延長

平成31年10月1日から実施される消費税の軽減税率制度に伴い、中小企業庁では複数税率対応レジの導入の経費を補助する制度（軽減税率対策補助金）を設け、平成30年1月30日まで申請を受けていましたが、その申請期限が大幅に延期されましたので、その補助金の概要を解説します。

■ 軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行うにあたり、その経費の一部を補助する制度です。軽減税率対応として、2つの申請類型があります。

① 複数税率対応レジの導入等支援（A型）

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により4種類の申請方式に分かれます。

【A-1型】 レジ・導入型	複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。
【A-2型】 レジ・改修型	複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。
【A-3型】 モバイルPOS レジシステム	複数税率対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして新たに導入するものを補助対象とします。
【A-4型】 POSレジシステム	POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

② 受発注システムの改修等支援（B型）

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するため必要となる機能ついて、改修・入替を行う場合に使える補助金です。指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。

【B-1型】 受発注システム ・指定事業者改修型	システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。
【B-2型】 受発注システム ・自己導入型	中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

■ 補助金の額

補助額は、類型により、補助率及び上限が異なります。また、リースによる入替も補助対象となります。

	補助率	上限額
A型	補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。	補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に補助対象となります。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円が上限です。
B型	補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じます。	（小売事業者等の）発注システムの場合の補助上限額は1,000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1,000万円です。

■ 補助金の申請期限

平成31年9月30日までに導入または改修等が完了したものが補助対象となり、申請の受付期限等は類型別に以下のとおりです。

A型 B-2型	・平成31年12月16日までに申請（事後申請）
B-1型	・平成31年9月30日までに導入または改修等を完了することを前提に、平成31年6月28日までに申請（事前申請） ・完了報告書を平成31年12月16日までに提出

なお、A型の補助金申請は、申請が容易になるようにメーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能であり、A-4型では、代理申請または共同申請が必須となっています。

また、B-1型は、専門知識を必要とするシステムの改修・入替のため、原則としてシステムベンダー等の指定事業者による代理申請が必要であり、改修・入替が完了した後の「完了報告」も指定事業者が代理します。

補助金の詳細については、中小企業庁の「軽減税率対策補助金」のHP (<http://kzt-hojo.jp/>) をご覧ください。

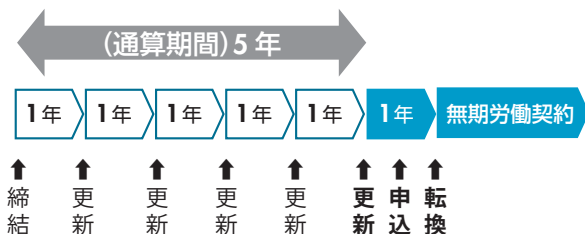
（鶴巻博行公認会計士・税理士事務所）

「無期転換ルール」について

1. 「無期転換ルール」について

無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」（平成25年4月1日施行）により、対応が必要になった雇用に関するルールのことです。有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合で、有期契約労働者（パートタイマーやアルバイト等の名称を問わず雇用期間が定められた社員）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換が必要なルールです。

【契約期間1年の場合例】



- ※ 平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が通算の対象
- ※ 有期契約労働者が使用者（会社）に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します（使用者は断ることができません）

2. いつから対応が必要？

通算期間は、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約から算定（カウント）しますので、多くの会社では、平成30年4月から本格的に無期転換への申込みの発生が見込まれます。

多くの会社は**平成30年4月**から対応が必要

3. 無期転換の申込み後は正社員になる？

無期転換後の雇用区分については会社によって制度が異なるため、一概には申し上げられませんが、給与や待遇等の労働条件については、就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。

4. 無期転換のメリット

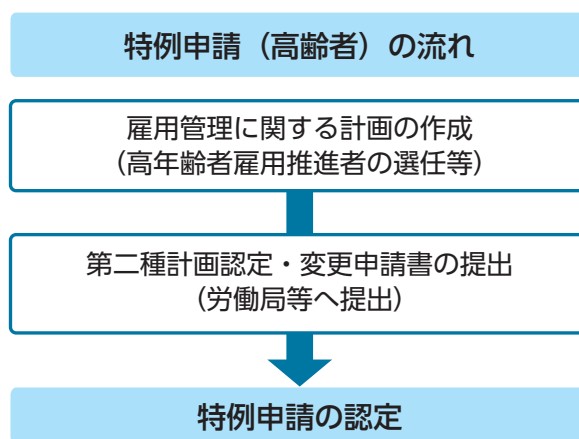
- 1) 労働力の安定確保
会社の実務や事情等に精通する無期労働契約の労働者を容易に確保できます。また、労働者としては、無期労働契約になることで、安定かつ意欲的に働くことができます。
- 2) 長期的な人材活用
会社の長期的な視点に立って社員育成を実施することが可能となります。また、労働者としては長期的なキャリア形成を図ることができます。
- 3) 助成金の活用
条件を満たせば「キャリアアップ助成金」を受給することができます。

5. 無期転換ルールの特例

平成27年4月1日に「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が施行され以下の労働者について、労働局長の認定を受けると、無期転換ルールが適用されない特例の規定が設けられました。

- ①5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者（年収1,075万円以上）
- ②定年後に有期労働契約で継続雇用される高齢者

6. 特例申請（高齢者）の流れ



（特定社会保険労務士（土浦支部）小林基伸）